

福津市中小企業融資制度の廃止について

1. 制度の概要

市内中小企業者の資金調達を支援するため、市が指定金融機関(5行)へ預託を行い、低金利で融資を受けられる制度を実施するもの。

【 制度内容 】

項目	内容
融資限度額 ・ 返済期間	500万円 ・ 5年以内
利率	1.6%(県小規模事業者振興資金制度より 0.1%低い利率)
保証料補助	融資額の 1%以内
預託金 ・ 協調融資枠	3500 万円 ・ 2億 3500 万円 (5行の合計)
利用実績	16 件 3545 万円 (5行の合計)

2. 制度見直しの経緯

令和 7 年度に開催された金融機関との情報交換会及び中小企業振興審議会において、

①融資限度額 500 万円から 1000 万円への拡充 ・ ②返済期間 5 年から 10 年への延長などの要望があった。

一方で、制度拡充には預託金及び保証料補助の増額が必要となることから、制度の在り方について検討を行った。

3. 制度廃止の理由

(1)県制度融資との重複

県の中小企業融資制度については、多種多様な制度メニューが整備されており、事業者の資金調達手段は一定程度確保されている。

また、本制度は県制度融資の利率を 0.1%引き下げる仕組みであるが、金利上昇により事業者の資金調達環境が変化する中、市が預託金を負担して実施する独自制度としての効果は限定的である。

(2)制度拡充に伴う財政負担

事業者ニーズに対応するため制度を拡充する場合、預託金及び保証料補助の増額が必要となる。

(3)制度運営に係る事務負担

制度運営には、預託金管理、あっせん手続き、振込手数料等の負担が継続的に発生している。

また、商工会のあっせん機能についても、制度上の位置づけと実務との間に乖離が生じている。

(4)他自治体の動向

近隣自治体においても、資金調達支援としての役割を見直し、制度を廃止する事例が見られる。

(5)指定金融機関との合意

指定金融機関と上記(1)～(4)について共有し協議した結果、制度の廃止についておおむね合意が得られた。

以上のことから令和 8 年度をもって福津市中小企業融資制度は廃止とする。